



I STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 重点取組期間です

7月は熱中症が多発する傾向にあるため、日々の熱中症予防対策を徹底しましょう！！

①前日のチェック	☒ 仕事前日の飲酒は控えめに
	☒ ぐっすり眠る
	☒ 熱中症警戒アラートの確認
②仕事前のチェック	☒ よく眠れたか
	☒ 食事をしたか
	☒ 体調は良いか
	☒ 二日酔いしていないか
	☒ 熱中症警戒アラートの確認
③仕事中のチェック	☒ 単独作業を避け、声をかけ合う
	☒ 監督者は現場のパトロール
	☒ 水分・塩分の補給
	☒ こまめに休憩



- ◆「熱中症予防管理者」の選任を推奨しています。
(STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱参照)
 - ◆「初期症状の放置・対応の遅れ」が熱中症を重症化させたり、死亡に至るような状況を招きます。
 - ◆連絡体制の整備、救急連絡先等を周知しましょう！
- 花巻監督署からのお知らせ「熱中症予防対策」をご覧ください。

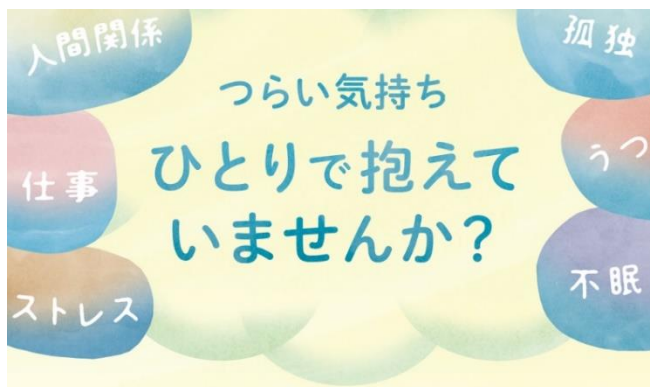
中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け

働く人の今すぐ使える 熱中症ガイド

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



II つらい気持ち ひとりで抱えていませんか？ その声を聞かせて



こころの耳がサポートします

「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする
職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです



働く人の
「こころの耳電話相談」
☎0120-565-455
月曜日・火曜日 17:00～22:00
土曜日・日曜日 10:00～16:00
(祝日、年末年始はのぞく)

あなたは一人ではありません
あなたの力になる 場所や人を
一緒に探しましょう



働く人の
「こころの耳SNS相談」
スマートフォンなどで右のQRコード
を読み取ると友だち登録できます
月曜日・火曜日 17:00～22:00
土曜日・日曜日 10:00～16:00
(祝日、年末年始はのぞく)



働く人の
「こころの耳メール相談」
こころの耳メール 検索
24時間受付
1週間以内に返信します

つらくなったときは
「こころの耳」
にご相談ください

III シリーズ 健康情報 ④『隠れ脱水症の見つけ方』の巻

セルフチェックで「隠れ脱水症」を発見し、重症化を予防しましょう。

爪を押してセルフチェック

- ①手の親指の爪を逆の指でつまむ。
- ②つまんだ指を離れた時、爪の色がピンクに戻るのに3秒以上かかれば、脱水症を起こしている可能性がある。



厚生労働省：働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

尿の色を見てセルフチェック

尿の色による脱水症状判定チャート

①	いい感じです。 普段通りに水分をとりましょう。
②	問題はありませんが少し脱水してもいいかもしれません。コップ1杯程度の水分を取りましょう。
③	1時間以内に約250mlの水分を取りましょう。屋外、あるいは汗で脱水している場合は500mlの水分を取りましょう。
④	今すぐ250mlの水分を取りましょう。屋外、あるいは汗で脱水している場合は500mlの水分を取りましょう。
⑤	今すぐ1000mlの水分を取りましょう。この色より濃い、あるいは赤／茶色が混じっている時は脱水症状以外の問題が考えられます。すぐ病院に行きましょう。

- ①いい感じです
- ②～⑤ 水分を補給して水分量を回復させましょう
- ⑤より濃い時は
すぐに報告しよう！！



Ⅳ エイジフレンドリー補助金をご利用ください

補助金申請受付期間

令和7年5月15日～令和7年10月31日

※予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けも申請受付を終了することがあります。

第14次労働災害防止計画の重点事項として

- ・ [リスクアセスメント](#)
- ・ [高齢労働者の安全衛生確保（エイジフレンドリー）](#)
- ・ [転倒予防・腰痛予防（行動災害）](#)
- ・ [熱中症予防](#)

などを掲げておりますので、企業の取組の一環として「エイジフレンドリー補助金」のご利用を検討してはいかがでしょうか。

詳細こちら ➡ [エイジフレンドリー補助金](#)

◆ [エイジフレンドリーガイドライン](#)

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円（消費税を除く）	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円（消費税を除く）	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン	・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3/4 ・上限額 100万円（消費税を除く）	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り） 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円（消費税を除く）	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持推進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り）	

V 呼吸用保護具（マスク）の管理を徹底しましょう！

有機溶剤等化学物質取扱い作業では、呼吸用保護具（防毒マスク）を使用していますが、正しく装着しているか（着用方法）、マスクの管理は適切に行っているか・古いマスクを使用していないか（マスク本体の点検、吸収缶の交換等）について、今一度ご確認をお願いします。

呼吸用保護具の適正な使用と管理の徹底

1	保護具着用管理責任者※の選任（安衛則第12条の6）
2	保護具着用管理責任者は職務を確実に実施（保護具の適正な選択、保護具の着用状況、交換等の保守管理）
3	呼吸用保護具管理台帳による適正な管理（右の様式例参照）
4	作業時間の把握（吸収缶の破過時間を超えない）

※労働安全衛生規則が改正され、2024年4月1日から保護具着用管理責任者の選任が義務化されています。

こちらもご参照ください ➡ 職場の安全サイト：[保護具着用管理責任者](#)

呼吸用保護具管理台帳 (例)

氏名		職種	
----	--	----	--

保護具貸与年月日	本体貸与	令和 年 月 日	本体取換	令和 年 月 日
	本体取換	令和 年 月 日	本体取換	令和 年 月 日

吸収缶／粉じんフィルター／使い捨てマスク 交換年月日

令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

吸収缶／粉じんフィルター／使い捨てマスクの使用時間を記録し、適切に交換を行いましょう！

Ⅵ 労働基準法 よくある相談 ⑫ 36 協定『労働者代表』

Q 36協定を監督署に提出する際、労働者代表との労使協定が必要と聞きましたが？

A 労基法第36条では、36協定の締結の際 ①労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と、書面による協定をしなければならないことを規定しています。

過半数労働組合がある

過半数労働組合と
労使協定

過半数労働組合がない

労働者の過半数代表者と
労使協定

36協定の締結時に、改めて、事業場の労働者数及び労働組合員数を確認し、過半数組合となっているかを必ずチェックしてください。

労働組合に確認しましょう！
CHECK ✓

労働組合員数
すべての労働者 > 50%
(パートなども含む)

36協定の締結に当たり、労働者側の当事者となる過半数代表者については、過半数代表者本人に聞くなどにより、次の3事項を必ず確認してください。

CHECK ✓

- ☐ ①労働者の過半数を代表していること
- ☐ ②その選出に当たっては、すべての労働者が参加した民主的な手続がとられていること
- ☐ ③管理監督者に該当しないこと

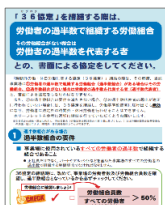
『管理監督者』についてはこちらご参照

➡ [労働基準法における管理監督者の範囲の適正化のために](#)

36協定は労働者に周知してください（労基法第106条）。



36協定を
締結する際は



36協定の
適切な締結



厚生労働省

ひと、くらし、あらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局

花巻労働基準監督署

VII アルバイトの労働条件たしかめよう！キャンペーン実施中

事業主のみなさんへ アルバイトの 労働条件を確かめよう！



✓ チェックしてみましょう

- ☒ アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？
※労働者が希望した場合は、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- ☒ 勤務シフトは適切に設定されていますか？
（学生の場合は、学業と両立できるように配慮していますか？）
- ☒ アルバイトについても労働時間を適正に把握をしていますか？
※条件を満たしたアルバイトに有給休暇を付与していますか？
- ☒ アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- ☒ アルバイトの遅刻や欠勤に対してあらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？



アルバイトを雇う際に
知っておきたいポイント

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャンペーン実施中
令和7年4月1日～7月31日

平日午前・土日祝日の相談は
労働条件相談はとラインへ！
月～金：17時～22時 土・日・祝日：9時～21時
0120-811-610

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ
総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



1 アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。

- 会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。
- ①労働契約の期間について
- ②更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準などについて ※契約期間が有の場合
- ③仕事をやる場所、仕事の内容、これらの変更の範囲について
- ④仕事の始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交際のローテーションなどについて
- ⑤バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日について ※バイト代などの賃金も都道府県ごとに「最低賃金」を下回ることはできません。高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥退職時・解雇時のきまりについて
- ⑦無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件について
- ※有期労働契約が5年を超えて反復更新されたアルバイトの場合
- ※労働者が希望した場合は、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう

- 学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
- 採用時に合意したシフトの変更などについては、使用者が一方向に変更を命じることはできません。

3 アルバイトの労働時間も適切に把握することが必要です。

- アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に記録する必要があります。
- 業務に必要な準備や片付けの時間、研修・教育訓練を受講した時間も労働時間となります。
- アルバイトでも労働時間は1分単位で管理の上で残業代の支払いが必要です。

4 商品を強制的に購入させることはできません。 また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

- アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させる売買契約は公序良俗に反して無効となり、また不法行為として損害賠償責任が認められる可能性があります。

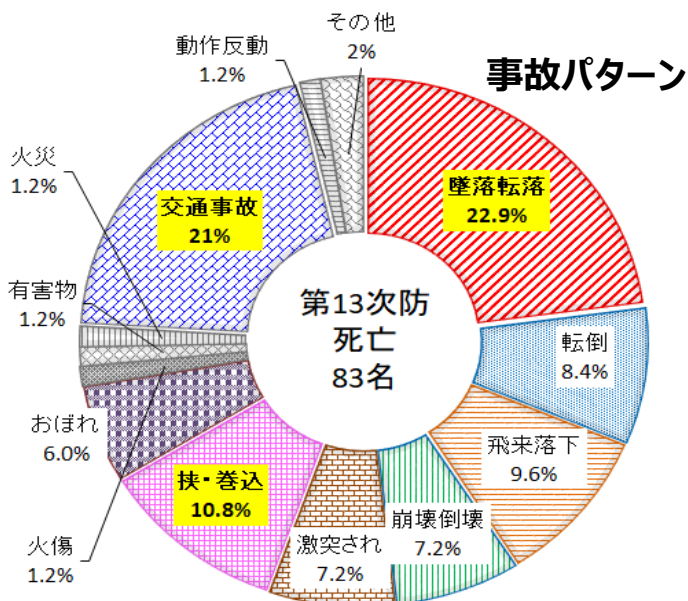
5 遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

- バイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

VIII 死亡災害事例から学ぶ安全対策（その3）

第14次労働災害防止計画期間中（令和5年～6年）、花巻監督管内の死亡災害は9件、岩手県内では21件となっています。

前第13次労働災害防止計画期間中（平成30年～令和4年）、岩手県内で発生した死亡災害（83件）の分析結果から、再発防止対策を探ってみましょう。



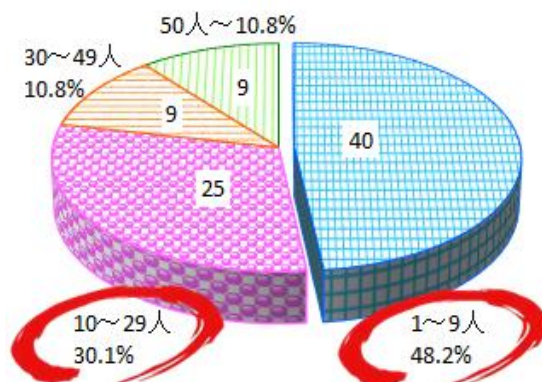
事故パターン別で最も多い業種は

その他	動作反動	交通事故	火災	有害物	火傷	おぼれ	挟・巻込	激突され	崩壊倒壊	飛来落下	転倒	墜落転落
2	1	17	1	1	1	5	9	6	6	8	7	19
運輸	製造	商業建設	製造	建設	製造	建設	建設	林業	建設	建設		建設



- 業種によって死亡災害に至る事故パターン（特徴）がある
- 小規模事業場ほど死亡災害の発生率が高い

事業規模別



命を守るため、小規模事業場の
安全対策の徹底が求められる
（安全教育、安全行動、法令遵守、
作業計画に基づく安全な作業等）



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局

花巻労働基準監督署

IX 岩手県・岩手労働局の各種支援策をご利用ください

岩手県・岩手労働局においては、事業主の皆様の雇用に関するお悩みに対応できるよう、以下の支援策を実施していますので、お気軽にご相談下さい。

1. 最低賃金・賃上げを行う場合の支援策

令和7年6月更新

業務改善助成金

【相談先】岩手労働局 雇用環境・均等室

・事業場内で最も低い時間給を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う、中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成。



キャリアアップ助成金

【相談先】岩手労働局 職業安定部 職業対策課助成金センター

・有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規労働者について、正社員化、賃金引上げ、社会保険の適用等の処遇改善の取組を実施した事業主に助成。



専門の相談窓口

【相談先】岩手働き方改革推進支援センター

・事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、専門家による無料相談と専門家の派遣を実施。



・厚生労働省では経済産業省・中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより、影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています。各種支援措置の詳細や関連する相談窓口がわかるリーフレットについては、右記QRコードから厚生労働省ホームページよりアクセス・ダウンロードできます。



2. 生産性向上の取組を行う場合の支援策

働き方改革推進支援助成金

【相談先】岩手労働局 雇用環境・均等室

・職場環境の改善、労働時間の縮減等に向けた取組を行い、生産性向上や業務効率化等を目指す中小企業事業主に、その経費を助成。①業種別課題対応コース、②労働時間短縮・年休促進支援コース、③勤務間インターバル導入コース、④団体推進コース、の全4コース。



人材開発支援助成金

【相談先】岩手労働局 職業安定部 職業対策課助成金センター

・雇用する労働者に対して職務に関連した知識・技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。「人材育成支援コース」、「人への投資促進コース」、「事業展開等リスク軽減支援コース」等、6つのコースで構成。



ほかにも多くの支援策がありますので、是非ご利用ください。

[岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策](#)

X 蜂刺されにご注意！

令和6年7月岩手県内で、スズメバチに左手甲を刺され、約1時間後に病院で治療を受けたが、アナフィラキシーショックにより死亡するという労働災害がありました。

参考：岩手労働局 死亡労働災害発生状況（令和6年）

蜂の特性を知って蜂刺されによる労働災害を予防しましょう！

【知っておきたい蜂の特性】

【スズメバチ】

夏～秋は攻撃的になるため被害が多い。巣に近づき刺激すると威嚇し集団で襲ってくる。毒性が非常に強い。

黒い色に対して攻撃性が強く、頭・目等をめがけ執拗に襲ってくる。香水などで攻撃本能が刺激される。炭酸飲料、ジュースも蜂を引き寄せる（唇を刺された事例もある）。

【アシナガバチ】

巣を守るため巣に刺激を与えたり、巣の近くを歩くと攻撃してくる。草やかん木などに巣をつくるため、草刈り等で巣に気付かず、刺されることが多い。

【知っておきたい対策】

樹液等の餌場、巣、飛んでいるのを見つけたら、情報共有！

山林や畑、樹木の近く等での作業が多い人は「抗体検査」を！

【刺されてしまった！】

抗ヒスタミン剤含有の軟膏を塗ったり、冷水で冷やす。

吸引器で毒を吸い出す（※スズメバチの毒は口で吸わない）。

アレルギー体質の場合もあるので、歩き回らず迅速に手当てをして、涼しい日陰で安静にする（※動くと毒の回りが早まる）。

「エビペン®」を活用（※医師の処方が必要）。

発疹・悪寒・めまい等の症状が出た場合は、一刻も早く病院へ！！



XI 有給休暇を取得しよう！

もっと自分らしく
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し、
働き方・休み方を
見直しましょう。

[年次有給休暇取得促進特設サイト](#)

検索

◆「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。

※年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができます。

※年次有給休暇の計画的付与制度を導入する場合には、就業規則による規定と労使協定の締結が必要になります。

詳しくはこちら↓（制度、活用方法、必要な手続き、取組事例）

[「年次有給休暇の計画的付与制度とは」](#)

◆年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

◆2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」では働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しています。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



XII 労働保険 年度更新はお済ですか

令和7年度労働保険の年度更新期間は7月10日（木）までです。

安心して働きたい！

令和7年度
労働保険の年度更新
（労災保険・雇用保険）
6.2月～7.10木
申告と納付はお早めに

●期限が近づくと窓口が非常に込み合いますので、お早めに。

●口座振替による納付が便利です。

●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請可能です。

詳しくはこちら → [「労働保険年度更新に係るお知らせ」](#)

◆ 申告書の書き方

◆ よくある質問（Q&A）

◆ 様式、申告書計算支援ツール 厚生労働省 (mhlw.go.jp)



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局 花巻労働基準監督署